

2020 年 7 月 28 日 (火)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中の皆様へ

現在、PNG から日本へ帰国するための商用便は、ブリスベン (豪州)、オークランド (NZ) 経由が運航しており、詳細は以下の通りです。日本への早期帰国を希望する方はご検討下さい。

なお、各航空会社の運航状況及び経由地での乗継ぎ (トランジット) 条件や乗継ぎのための申請方法については、随時変更される可能性がありますので、必ずご自身で航空会社や旅行代理店に確認するようにお願いいたします。

1 フライト情報

ブリスベン、オークランド (NZ) 経由

- ・ポートモレスビー～ブリスベン (ニューギニア航空・P X 3 便)
- ・ブリスベン～オークランド (NZ 航空・146 便)
- ・オークランド～成田 (NZ 航空・99 便)

○ニューギニア航空HP

<http://www.airniugini.com.pg/>

○NZ 航空HP

<https://www.airnewzealand.jp/resume-nrt-akl-flights-information>

2 乗継ぎ関連情報

(1) ブリスベン (豪州) での乗継ぎ

現在、第 3 国から豪州を経由して日本へ帰国する場合、原則として国際線で到着した空港と出発する空港が同じである必要があります (豪州国内線への乗継ぎは原則不可)。また、豪州国外からブリスベンを経由して日本へ帰国する場合、ブリスベンでのトランジット時間に応じて、以下の申請が必要です。

● 8 時間未満の乗継ぎの場合

(a) 豪州トランジットビザの取得が必要。

また、全ての渡航者は、豪州から先のフライトに係る証拠書類 (E チケット等) が必要。

● 8 時間から 72 時間以内の乗継ぎの場合

(a) 豪州トランジットビザの取得が必要。

(b) クイーンズランド州隔離免除許可の取得が必要。

また、全ての渡航者は、豪州から先のフライトに係る証拠書類 (E チケット等) が必要。

(a) 豪州トランジットビザ=Transit visa (subclass 771) (以下「ビザ」)

以下のリンクから、申請して下さい。

○豪内務省ホームページ (トランジットビザ)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/transit-771#Overview>

(b) クイーンズランド州隔離免除許可申請（乗継ぎ時間が8時間以上72時間以内の場合）
現在、手続きに約2週間度要するとのことですので、お早めの申請をお勧め致します。

○クイーンズランド州隔離免除許可申請

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/request-an-exemption>

※返信がない場合は下記までご連絡下さい。

QLD州保健省 +61-7-3328-4811（24時間対応）

<https://www.health.qld.gov.au/contact-us>

(2) オークランドでの乗継ぎ

NZeTA（電子渡航認証）(<https://nzeta.immigration.govt.nz/>) の取得が必要です。なお、現在、NZ 国内への入国は許可されていません。乗り継ぎの場合、空港内トランジットエリア内で待機し、24時間以内に乗継ぎ便に搭乗する必要があります。

○NZ 移民局公式HP

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/covid-19/coronavirus-update-inz-response>

※豪州・NZビザ及び検疫免除申請については、豪州・NZ側の事情による急な変更もあり得ますので、常に最新の情報を航空会社、旅行代理店等から入手するようにしてください。

3 その他経由地の状況

(1) シンガポール

現在、PNGが出發国である場合、豪州もしくはNZを経由しても、シンガポールでのトランジットは原則不可となるようです。したがって、現時点では、PNGからシンガポールを経由して日本へ帰国することはできませんのでご注意ください。

なお、各航空会社の運航状況及び経由地での乗継ぎ（トランジット）条件については、随時変更される可能性がありますので、必ずご自身で航空会社や旅行代理店に確認するようお願いいたします。

※シンガポールでトランジットするためには、当該フライトを運航する航空会社が航空局（CAAS）から事前に許可を得なければなりません（下記リンク参照）。また、フライトについて変更の可能性もありますので、事前に航空会社や旅行代理店にご自身でご確認下さい。

○CAASウェブサイト

<https://www.caas.gov.sg/who-we-are/newsroom/Detail/travelers-to-be-allowed-to-transit-through-changi-airport>

○シンガポール航空HP

https://www.singaporeair.com/en_UK/nz/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

○シンガポール航空のトランジットに関する案内

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/travel-info/transit-through-singapore/

○在シンガポール日本大使館HP

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) マニラ

現在、フィリピン航空及びニューギニア航空共に、ポートモレスビー～マニラ間の定期便は運休しています。7月21日、ニューギニア航空は同社フェイスブックで、8月16日及び9月13日にポートモレスビー～マニラ間の往復便を臨時運航する旨を発表していますが、現在、フィリピンでのトランジットは認められておらず、当該フライトの搭乗者はフィリピンに入国の上、必要な検疫措置を受ける必要があります。

なお、各航空会社の運航状況及び経由地での乗継ぎ（トランジット）条件については、随時変更される可能性がありますので、必ずご自身で航空会社や旅行代理店に確認するようお願いいたします。

○ニューギニア航空HP

<https://www.airniugini.com.pg/travel-advice/>

○ニューギニア航空フェイスブック

<https://www.facebook.com/pg/Air-Niugini-88806860236/posts/>

○フィリピン航空HP

<https://www.philippineairlines.com/ja-jp/jp/home>

○在フィリピン日本大使館HP

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

4 日本への入国制限について

現在、日本への入国が認められているのは、日本国籍者や日本の特別永住者等です。日本上陸前14日以内に、上陸拒否対象地域に滞在歴（経由も含む）のある外国人の方は、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象となります。詳細については下記HPをご確認下さい。

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

5 日本へ入国後の検疫について

日本へ到着後、陰性の場合でも14日間の自己隔離が必要となります。また、この間ご自宅への移動を含め、公共交通機関（国内線・鉄道・バス等）は利用できません。詳細については下記HPをご確認下さい。

○水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road、 Waigani、 Port Moresby、 NCD、 Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail : sceo.jp@mofa.go.jp

ファックス : 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ : <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>